

長野県報

8月8日(木) 令和6年 (2024年) 第532号

目 次

告示	
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(3件)(建設政策課)	3
公共測量の終了(建設政策課)	4
公告	
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)	5
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	7

長野県告示第446号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 岡谷市川岸字棚口源吾久保9093の3、字大根穴落合9112の1、9112の8、字大根穴9116の2
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字大根穴落合9112の1 (次の図に示す部分に限る。)、9112の8、字大根穴9116の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦 覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第447号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 保安林予定森林の所在場所

諏訪市大字豊田字鋳揚4295の1、4296、4303、字北山5053、5055、5057、5065、5322、5326、5328、5333、5448、5453の1、5455、5457、5458、5478の5、5478の12

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字鋳揚4295の1、4296、4303、字北山5478の5、5478の12
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第448号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 小県郡長和町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長和町(次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第449号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡宮田村1218 から 1220 まで

- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第450号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 下伊那郡天龍村神原1269の1、1269の3
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第451号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 路線測量

2 作業期間

令和6年7月9日から令和7年3月11日まで

3 作業地域

上伊那郡箕輪町

建設政策課

長!	工田	旧	<u>#</u>	=	绺	15	2	旦
1⊽:	ŦŦ	듔	$\overline{}$	71	#	4:1	1/	

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、路線測量

2 作業期間

令和6年7月26日から令和7年2月4日まで

3 作業地域

伊那市

建設政策課

長野県告示第453号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共 測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 道路台帳図補正

2 作業期間

令和6年8月5日から令和7年3月24日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第454号

御代田町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 2級基準点測量

2 作業期間

令和6年5月7日から令和6年7月16日まで

3 作業地域

北佐久郡御代田町

建設政策課